

横財財 第 32 号
令和 2 年（2020 年）5 月 21 日

横須賀市議会
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会
委員長 大 野 忠 之 様

横須賀市長 上 地 克 明

新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について

令和 2 年（2020 年）5 月 18 日付「新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について」に係る要望等事項について、別紙のとおり回答いたします。

No	要望等事項	対象部局等	回答
1	オンライン窓口等、対面以外での情報提供体制を検討いただきたい。また、コロナ対策特設ホームページ上における既存の相談支援窓口を分かりやすくするとともに、LINEをはじめとしたSNS等も活用し十分な周知を行っていただきたい。	福祉部（市長室、経営企画部、市民部、こども育成部、こども家庭支援センター）	市民の悩みや不安の解消のため相談先を周知することについては、まずは、現在の新型コロナウイルス感染症に関するホームページに、新型コロナウイルス感染症に特化した相談窓口だけではなく、悩みや不安の解消のための相談窓口についても表示してまいります。 なお、6月より電子申請システムの開始及びLINE公式アカウントを取得します。今後、各部課において運用方法を決定後に活用することで効果的な情報提供等を行います。
2	住宅ローンの支払い猶予対策を国に求めるとともに、本市においても固定資産税の支払い猶予または減免などの対策を行っていただきたい。また、民間における住宅ローンの支払い猶予に対し市が協力できることはないか確認したい。	税務部（経営企画部・財務部）	始めに固定資産税の支払い猶予についてですが、住宅ローンを支払っている方に限らず全ての納税義務者について、また、固定資産税に限らず市税全般について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少がある場合は、地方税法の改正に伴う徴収猶予の特例制度により、1年間、地方税の徴収の猶予を受けていただくことができます。 市税の納付が困難となっている方々に対しては、この制度を活用し対応してまいります。 なお、固定資産税にかかる減免制度について、現在、国においては「中小の事業者を対象とした事業用資産の令和3年度課税分の減免」が示されており、減収分については、国が補填をすることとなっています。一方、個人を対象とした減免については、国の補填がなく、減収に伴う影響も大きいことから難しいと考えております。 次に、「住宅ローン等の返済猶予等を国に求めること」についてですが、現在、銀行等においては、金融庁からの本年2月7日の要請に加え3月6日の内閣府特命担当大臣（金融）名での要請を踏まえ、個人の事業性ローン、住宅ローン等について、返済猶予等の相談に応じる等、必要な支援を実施しているところです。 また、金融庁においては、金融機関との取引に関する相談を受け付けるため「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しています。 こうした状況を踏まえ、横須賀市から改めて国に対して要望を行うことは考えていません。むしろ国全体にかかる制度については、是非、政党経由の政策提言を行っていただければと思います。 「民間における住宅ローンの支払い猶予に対し市が協力できること」については、金融庁の広報チラシを市のHPで案内することとしました。
3	苦学生や仕事を失った人のための緊急雇用対策として、アルバイトや会計年度職員等の雇用を市の関連事業で行っていただきたい。	総務部	現在、市として夏季ごみ収集業務や国勢調査員の募集を行っているところですが、新型コロナウイルスに関わる緊急対策による新たな業務や既存の業務において、さらに従事できる業務があるかどうかを検討してまいります。
4	次亜塩素酸水のチラシについて、類似品との見分け方や保管方法等の使用にあたっての注意点等をチラシに分かりやすく工夫をしていただきたい。また、外国人に向けたチラシも検討していただきたい。	財務部	配布しているチラシについては、次亜塩素酸水を使用する場合の注意点として、保管方法など特に重要な項目を誰にも分かりやすいように記載し周知しています。類似品との違いは、チラシには記載していませんが、配布場所には表示しています。また、日本語以外では、英語表記の案内をホームページに掲載し、チラシも用意しています。今後、他の言語でのチラシ作成の要望があれば対応します。
5	市内事業者を応援する民間事業者の取り組みに対して、既存のクラウドファンディングサイトと連携するなど、適切な協力・支援を行っていただきたい。	文化スポーツ観光部	横須賀市と商工会議所等で既に始めている飲食店を応援する仕組みを活用して、飲食店以外の業種も対象とした取り組みを開始できるよう検討を進めています。
6	各種補助金助成金等の手続きを簡略化し、スピード感のある対応をしていただきたい。また、特別定額給付金をはじめとした給付のスケジュールを明確にしてください。	経済部（市民部）	経済部所管の中小企業等家賃支援補助金については、来庁の必要のない郵送申請を原則とし、申請から請求までを一括で提出する手法としました。受付開始当初に申請が集中したため、支払いまで10日から14日程度かかっていましたが、徐々に早く行えるようになってきました。 市民部所管の特別定額給付金については、申請書を全世帯へ5月末に一斉に発送する予定としておりましたが、なるべく早くお届けしたいとの思いから、準備ができたものを5月22日から順次発送し、5月中に全てを発送するスケジュールに変更いたしました。 給付金の振り込みにつきましても、できる限り早く行えるよう努めてまいります。 補助金助成金等の手続きについては、申請者と職員の負担軽減やスピード感を考慮してまいります。
7	在宅勤務の実施状況について確認したい。その実施状況を踏まえ、在宅勤務職員を部局横断で活用し、窓口の体制強化を検討していただきたい。また、土業との連携で各種申請手続きを支援していただきたい。	総務部（市民部、経済部）	①4/14(火)以降、出勤職員数を減らす交代制勤務を実施しています。 当初予定した期間（4/14～5/6）の在宅勤務率は、目標70%に対して平均で約36%（暫定値）です。（これは、全163課中145課（出先機関含む）で、週休日・休日を除く期間中に在宅勤務を行った職員数の合計を全職員数で除算した数値です。） ②在宅勤務は、業務内容で体制の組みやすさが異なるため、職場によって実施に差があります。組織全体の実施率は目標に対して5割強ですが、そうした中でも「生活保護（住居確保給付金）の申請相談」や「中小企業等家賃支援補助金の申請相談」、「次亜塩素酸水（除菌水）の配布」など、急ぎ対応すべき業務の実施にあたり、在宅勤務率の高い職場などから部局横断的な応援体制を組むことで対応しています。今後も窓口の体制強化など、必要に応じて柔軟に取り組んでまいります。 ③雇用調整助成金や持続化給付金など、申請手続きが複雑な事業者向け助成金等の申請には、ご提案の土業との連携が非常に効果的だと考えます。現在、（公財）横須賀市産業振興財団や横須賀商工会議所では、社会保険労務士などと連携しながら無料で相談・支援を行っていますので、市が財源を負担することで支援を継続してまいります。
8	市内各施設における必要物資について一元管理が行えているのか。また、寄付物資等はどのような管理をしているのか確認したい。	市民部（福祉部、健康部、こども育成部）	各事業者の物資の状況は、所管する各部が、適宜、把握しています。 また、寄付物品については、ご寄付の窓口を市民部危機管理課が担い、実際の配布先の調整は、福祉系事業者は福祉部指導監査課、医療系事業者は健康部地域医療推進課が行っています。 両課ともに冒頭に記載した把握状況に基づき、必要なところへの配布を心掛けているところですが、各事業者の皆様も担当部局に対して物資の不足状況の声を届けていただければと思います。
9	感染者やその家族に対する誹謗中傷だけでなく、医療従事者や介護事業者など働かざるを得ない職種の人たちへの誹謗中傷が起きているので、人権やプライバシーに対する配慮について周知・啓発していただきたい。	市民部	広報よこすか5月号及び市ホームページ、ツイッターで、感染者、医療従事者などへの不当な差別、誹謗中傷などを行わないようお願いしているほか、人権侵害を受けた際の相談窓口をお知らせしています。 引き続き、周知啓発に取り組みするとともに、ホームページに関しては、より多くの方に見ていただけるよう、トップページにあるコロナ対策特設ページ上にも掲載するよういたします。 横須賀市としては、徹底した対応を行ってまいりますので、市議会におかれましては後援会や市民の方々にお声がけいただければと思います。

No	要望等事項	対象部局等	回答
10	労働に関する窓口について、オンラインでの相談や相談時間の延長など拡充していただきたい。	経済部	ハローワークや商工会議所等に協力を依頼してまいります。 なお、事業者の経営相談については、産業振興財団が予約制でオンライン相談を開始しました。
11	大学生に対する支援について確認したい。また、今後は大学と連携し様々な支援を検討していただきたい。	福祉部	大学生に対する支援については、横須賀市と食糧支援について連携協定を結ぶ団体のご協力を得て、約1,000食（学生50人の1週間分）の食糧支援を行いました。その後も学生からの食糧に対する問い合わせや市民や事業者の方から食糧寄付の申し出がありますので、引き続き食糧支援を実施したいと考えています。 家賃の支払いが困難な方に対しては、住居確保給付金を支給しています。専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた大学生が、これまでのアルバイトがなくなったために家賃の支払いが困難な場合は、収入要件や資産要件等を満たせば、住居確保給付金の対象となりますのでお問い合わせいただきたいと思います。 今回、食糧支援を通じて大学との窓口ができましたので、連携を深めてまいりたいと思います。
12	要介護者が早期にPCR検査を受けられるようにするために、移動手段を確保していただきたい。	福祉部	PCRセンターへの移動については、自家用車・同居のご家族の車での移動、飛沫対策をした上での公共交通機関の利用を案内しています。 車いすやストレッチャーによる移動を希望される方に対しては介護タクシー等をご案内しています。
13	障害者の通所手段としての移動支援など自立生活援助に関わるサービスを現実に則して弾力的に運用していただきたい。	福祉部	感染症対策が必要な期間において、障害のある方が移動手段を必要とし、感染予防に有効と判断できる場合は、個々の障害特性を勘案した上で移動支援を弾力的に適用していきたいと考えています。 なお、その際に福祉有償運送等車両を活用し、車両内で支援員が所定の支援を行うことは、移動支援の有効な提供方法の一つと考えています。
14	生活福祉資金貸付の入金を迅速化していただきたい。迅速化が困難な場合には、市独自の緊急小口貸付の制度化を検討していただきたい。	福祉部	生活福祉資金貸付の特例貸付については、事業主体である県社協による郵送申請導入、労働金庫での受付開始と併せて、市補助金の増額による受付体制強化により、市社協への申請書類到着と原則同日に県社協へ送付できるように事務を改善しました。 県社協における受理から送金に要する日数については、市民の方々のひっ迫した状況から大きな課題であると捉えておりますので、引き続き改善を求めてまいります。 ご提案の市独自の緊急小口貸付については、国等による財源の担保なしに制度設計をすることは財政的に困難であると考えます。 つきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活にお困りの方々に対しては、既存の支援策の中で迅速に対応してまいります。
15	新型コロナウイルス感染を原因に亡くなった方の火葬までの過程に関する国の指針及び市の考えについて確認したい。また、同過程に対応するための機材等は充足しているのか確認したい。	健康部	厚生労働省によると、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体の搬送や火葬に際しては、「感染を防ぐため、遺体を覆う非透過性納体袋に収容・密封することが望ましい。非透過性納体袋に遺体を収容・密封後に、納体袋の表面を消毒する。極力そのままの状態での火葬するよう努める。また、遺体の搬送に際し、非透過性納体袋に収容・密封されている限りにおいては、特別な感染防止策は不要。」とされています。 横須賀市においては、入院中の新型コロナウイルス感染症に感染した方が亡くなられた場合、病院の医療関係者が、病院に備えている非透過性納体袋にご遺体を納め、納体袋の表面を消毒することを確認していますので、ご遺体の搬送、保管、火葬は、通常どおり対応可能と考えており、特別な対応は行っていません。 なお、非透過性納体袋を含め、医療機関における感染防止のための物資については、医療機関の求めに応じて、県が供給しており、現在は充足しているものと認識しています。
16	医療従事者・介護士・保育士・学童保育指導員等のメンタルヘルスのケアが必要な方々への配慮について、市の考え方を確認したい。	健康部（福祉部、こども育成部）	医療従事者等のメンタルヘルスケアについては、一義的には所属する法人等が行うところですが、ケアが必要に至るまでには、感染リスクの不安、求められる新たな対応とそこから来る疲労感等が原因として考えられます。こうした課題に対し、市としても相談体制を取れるよう検討してまいります。
17	ひとり親家庭の親や介護者等が感染した場合に、支援や介護の必要な家族の行き先の確保のための対策を検討していただきたい。	福祉部（こども家庭支援センター）	同居家族等が新型コロナウイルス感染症の陽性患者になったことで、残された児童や要介護者が一時的に在宅で支援を受けることが困難になった場合の対応ですが、児童については横須賀市立うわまち病院にて一時保護をしてもらう体制をとっており、要介護者については、横須賀市立市民病院で受け入れてもらっています。
18	高齢者の孤立や孤独感の解消につながる取り組みについて確認したい。例えば、地域包括支援センターなどを活用し、高齢者宅へ電話で安否確認や困りごとの聞き取りを行ってはいかがか。	福祉部	公共施設等の閉館等にもなう高齢者の外出機会の減少については、3密及び感染防止の観点からやむを得ない部分もありますが、地域包括支援センターと連携するとともに民生委員の皆様のお力をお借りしながら、電話や玄関先までの訪問など工夫しながら孤立や孤独感の解消に取り組んでおります。
19	帰国者・接触者相談センターの相談件数やPCR検査の実施数などの現状を適切に公表していただきたい。	健康部（市長室）	帰国者・接触者相談センターの相談件数やPCR検査数等について、既に一部をホームページに掲載していますが、今後も適切に公表できるよう対応してまいります。
20	医療従事者の給与面の待遇向上について、他都市を参考に検討していただきたい。	健康部	医療従事者には、感染拡大の中、最前線で患者の治療、看護にあたる激務だけでなく、自らの感染リスクの不安などから、肉体的にも精神的にも大きな負担がかかっています。 既に何らかの待遇向上につながる支援策について補正予算を組む方向で検討しています。
21	市民の不安を解消するため、PCR陽性者が症状に応じて受ける治療や社会生活に復帰するまでの道筋を例示していただきたい。	健康部	PCR検査で陽性になった方の治療や社会復帰までの道筋は、その症状や生活状況により異なります。 一般的には入院患者は2回の陰性確認後、宿泊施設静養患者は2週間の経過観察期間を経て社会復帰となります。
22	人工透析など持病を持つ方が罹患した際の対応について確認したい。	健康部	人工透析など持病を持つ方が新型コロナウイルス感染症になった場合、市内の医療機関対応が難しい場合には、県に相談し対応先を探す『神奈川モデル』がすでに構築されています。県との連携を密にしながら、特別な配慮が必要な新型コロナウイルス感染症患者に対応できると考えています。

No	要望等事項	対象部局等	回答
23	飲食店のテイクアウトの強化に伴い生じている課題について、現在の食品衛生監視体制も含め確認したい。	健康部	新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、平時は客席で飲食を提供する一般的な飲食店が新たに持ち帰り（テイクアウト）、宅配のサービスを開始する事例が増えています。持ち帰りや宅配については、店内の喫食と比べて調理してから喫食までの時間が長くなります。また、これからの季節は気温や湿度の上昇により食中毒のリスクがさらに高まります。このため、市ホームページに持ち帰りや宅配等を実施する上での注意点を掲載しました。また、食品衛生協会など関係機関と協力しながら食中毒予防を啓発しています。 食品衛生を所管する保健所生活衛生課においても、保健所としての新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるところですが、食品衛生に関する相談業務については最優先事項と位置づけ、必要があれば迅速に監視指導をするなど丁寧に対応しています。
24	1型糖尿病をはじめ医療的ケアが必要な子どもへの対応について、現在の状況と今後の対策を確認したい。	こども家庭支援センター（健康部）	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う消毒液の確保困難な状況を踏まえ、国がエタノール消毒液の優先供給のスキームを医療的ケア児へも適用したため、横須賀市でも気管切開や人工呼吸器装着児等を優先に消毒液の配布を行いました。1型糖尿病児の実数把握は困難ですが、関係機関において把握されている場合には、消毒液の供給状況も踏まえつつ配布対象に加えるなど、今後も医療的ケア児等の在宅生活を支援していきます。
25	放課後児童クラブへの補助金などの対応を緊急事態宣言の期間に合わせて延長していただきたい。また、利用者減少に伴う補助金の返還については、柔軟に対応していただきたい。	こども育成部	緊急事態宣言の延長に伴う放課後児童クラブの財政支援についても、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、延長し対応する予定です。 また、一時的な通所の自粛は、補助金の対象となるクラブ児童数に影響しないため、利用児童数による補助金の減としないなど、柔軟に対応していきます。
26	学童クラブや放課後デイサービスなどの3密を防ぐため、学校施設や公共施設の利用について検討していただきたい。	こども育成部	放課後児童クラブに対して、家にいることが可能な保護者に通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを要請しているため、全体の平均利用率は35%程度となっており、必ずしも全てのクラブが3密状態となっていない状況です。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う小学校の臨時休校期間中については教育委員会と協議し、放課後児童クラブは、平日の13時30分から15時30分までの間、小学校の校庭を利用できることとなっています。 放課後等デイサービス事業所についても、利用児童が減少している状況だと承知しています。 今後、状況が変わり、更に学校施設等の利用が必要となる場合は、教育委員会等と相談しながら検討していきます。
27	児童扶養手当を受給する世帯に上乗せ支給するなど、他都市の事例も参考にし、ひとり親家庭の経済的支援の充実を検討していただきたい。	こども育成部	児童扶養手当を受給する世帯に対する支援については、野党から臨時特別給付金の法案が衆院に提出されましたので、国の第2次補正予算の動向を注視してまいります。
28	DVや虐待に対する市の対応及び考え方を確認したい。また、DVや虐待を防ぐために民間で実施している事業等の把握状況を確認したい。	こども家庭支援センター	DV、児童虐待については、相談・通告状況等を継続的に把握しているため、今般の社会状況に伴う相談件数・内容等の変化を注視しながら、必要な支援が滞ることのないようにしていきたいと考えます。DVや児童虐待の被害者支援は民間団体とも連携し実施していますが、予防・防止のために民間で実施している事業等の把握はしていません。
29	保育園及び学童保育の登園抑制の現状と見解を確認したい。	こども育成部	市内保育園においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたり、保護者が医療、ライフラインを支える職、福祉施設等の従事者等を除いた職種についている場合、入所児童の登園自粛の依頼をしています。 また、放課後児童クラブにおいては、家にいることが可能な保護者に通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを要請しています。 登園自粛等の依頼後は、保育園、放課後児童クラブ共に平均利用率は35%程度と抑制が達成できており、医療等に従事する保護者の児童の利用となっているため、これ以上の利用抑制は難しいと考えます。
30	登園自粛した保護者への返金など、保育園の給食費の実態を確認したい。	こども育成部	市立保育園の登園自粛の期間の給食費の取扱いについては、保育料と同様に、登園を控えていただいた場合には日割り計算により、7月以後の給食費において調整する方法で返金することを予定しています。 また、私立保育園については、食材の発注時期などの関係から、日割りによる返金、一か月間全日登園自粛した場合のみ月額返金、主食代のみ返金など、施設ごとの対応となっています。
31	妊婦の負担軽減のために行っている市独自の対応について確認したい。	こども育成部（こども家庭支援センター）	横須賀市では、健康福祉センターにおいて、妊娠期の過ごし方や出産、子育てに関する教室を開催しているところですが、コロナ感染拡大に伴い感染機会を防ぎ、また会場まで出向く負担を軽減するため、市ホームページを充実させ情報提供に努めています。 また、外出の自粛に伴う、妊娠中の不安や子育ての悩みを相談できる場として24時間、365日電話相談ができる「子育てホットライン」を開設しています。 更に、平時より安静が必要と診断された妊婦の家事負担を軽減するために「子育て支援ヘルパー」の派遣も行っています。 今後も、引き続き、他自治体の取り組み状況にも注視しつつ、情報収集に努めていきたいと考えています。
32	家賃補助の継続をはじめ中小企業等のさらなる支援をどのように考えているのか確認したい。また、本市に本社を有している中小企業等のうち、事業所や店舗がない企業にも支援を検討していただきたい。	経済部	中小企業等への支援は、まずは事業者の負担となっている固定経費を軽減するため、家賃相当額を助成する制度を創設しました。今後、緊急事態宣言の延長を踏まえて、対象月の延長等の対応を検討しています。 横須賀市に店舗等がない企業への支援については、国の2次補正によって支援を受けられる可能性がありますので、動向を注視してまいります。
33	休校中の学力低下と学習環境格差の補完について、どのように考えているのか確認したい。また、支援級の児童への対応も確認したい。	教育委員会	各学校では、今回の新型コロナウイルスの緊急事態宣言に係る臨時休校のため、授業を実施できない状況が続いていますが、前年度の未履修の部分と、新年度当初5月までの学習範囲に該当する家庭学習課題を、全児童生徒に対して計画的に実施できるよう提示しています。 また、支援級の児童生徒については、個別の課題を提供し家庭と連絡をとりながら指導しています。
34	オンライン授業について、導入を予定している場合にはスケジュールを含めて確認したい。また、一人一台の端末導入も含め、義務教育の手段の確保に努めていただきたい。	教育委員会	臨時休校中の現在、教育委員会HPに「家庭学習応援コーナー」を設け、各種オンライン教材を活用できるよう家庭学習の支援を行っています。また、家庭に端末やインターネット環境がない児童生徒に対しては、学校のPC教室を開放しています。 今後は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、国の補助制度を活用し、GIGAスクール構想の加速化を行い、学校の教育活動におけるICT活用の促進を図ってまいります。

No	要望等事項	対象部局等	回答
35	学校が再開した場合、新入生や卒業年度の児童・生徒には特に手厚い配慮が必要であるが、再開に向けた現状について確認したい。 また、学校が再開した際には、感染防止や授業の遅れを取り戻すスケジュールなどのマニュアル作成も検討していただきたい。	教育委員会	学校の再開に向けては、県からのガイドラインが未だ示されていない中、3密を防ぎながら授業再開する方法（分散登校や段階的な登校手段）や授業の遅れを取り戻すためのマニュアル作成について、校長会と個別・詳細に協議しているところです。
36	子どもの居場所や学習の場として、小学校の活用を検討していただきたい。その際、閉館中の市施設職員を動員するなど学校の負担を軽減することも併せて検討していただきたい。	教育委員会 (総務部)	臨時休校は、国の緊急事態宣言により新型コロナウイルス感染症対策として神奈川県知事から施設の閉鎖の要請を受け行っているものです。 今後、神奈川県の特定警戒地域解除の状況により判断してまいります。
37	3月2日付の市議会から市長への申し入れについて3月6日に回答をいただいたが、その後の経過を確認したい。	教育委員会	4月7日の緊急事態宣言を受け中止していた、小学生向けの校庭開放や中・高校生向けの図書館・公園施設の開放は、5月7日以降再開しています。 また、日中保護者がおらず子どもを預けるところもない家庭については、普通級・支援級ともに、保護者の要望に対して、図書館等を開放するなど柔軟に対応していますが、現時点では、保護者から学校に要望はない状況です。 校内にある学童クラブへの教室や体育館等の開放は、各学校の状況に応じて柔軟に対応しています。 学童クラブ等への人員面の支援は、県教育委員会から、校務に支障のない範囲で可能との見解を受けていますが、現時点で、人員面の支援について学校に要望はきていません。